

「富山県自転車活用推進条例（仮称）」（案）の概要

この条例のポイント

- 1 自転車活用推進法及び国計画の理念、趣旨等を盛り込んだ**総合的な自転車に関する条例**
- 2 基本理念等に自転車による**交通の役割の拡大**、**健康づくり**や**安全で安心な利用**とともに、自転車を活用した**観光地域づくり**を掲げ、自転車の活用を推進
- 3 **計画の策定と公表**を明記し、自転車の活用に関する**施策を総合的かつ計画的に推進**

目的（第1条）

自転車の活用の推進に関し、①**基本理念**、②**県の責務**並びに**県民及び事業者の役割**、③**施策の基本となる事項**を定め、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進する。

定義（第2条）

「自転車」、「自転車等」、「自転車関係法令」について定義する。

基本理念（第3条）

- 1 **自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成**
自転車による交通が**環境への負荷の低減**及び災害時における交通機能の維持に資するものであるという基本的認識の下に、自転車による**交通の役割の拡大**を図る。
- 2 **サイクルスポーツの振興等による健康の増進**
日常生活における自転車の利用を推進するとともに、自転車を利用したスポーツを楽しめる機会を創出し、**県民の健康の増進**を図る。
- 3 **自転車を活用した観光振興等の推進**
県民、観光旅行者等が自転車を利用しやすい環境を創出し、自転車の活用による**観光地の魅力の磨き上げ**等を図る。
- 4 **安全で安心な交通環境の創出**
歩行者並びに自転車及び自動車等を利用する者が互いに**安全で安心して通行**することができる環境を創出する。

【参考】自転車の活用の推進に関する目標（国計画）

- 目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
- 目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
- 目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
- 目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

県の責務（第4条）

- 1 基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関する**総合的な施策を策定し、実施**する。
- 2 国及び市町村との**役割分担**並びに**相互の連携**の下、県民及び事業者の**協力**を得て、施策を策定・実施する。
- 3 自転車の活用の推進に当たっては、自転車の**安全かつ適正な利用が図られるよう配慮**する。

県民の役割（第5条）

- 1 基本理念について理解を深め、それぞれの立場で自転車の活用を推進するよう努める。
- 2 **自転車関係法令を遵守**し、家庭、地域等において自転車の**安全かつ適正な利用に取り組む**よう努める。
- 3 県が実施する自転車の活用の推進に関する**施策に協力**するよう努める。

事業者の役割（第6条）

- 1 基本理念について理解を深め、その事業活動において自転車の活用を推進するよう努める。
- 2 従業員に対する**自転車関係法令遵守の啓発**など自転車の**安全かつ適正な利用に取り組む**よう努める。
- 3 県が実施する自転車の活用の推進に関する**施策に協力**するよう努める。

自転車活用推進に関する基本計画（第7条～第9条）

1 自転車活用推進計画の策定・公表

- ・県民及び事業者の意見を反映し、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するための**基本計画を定め、公表**する。

【基本計画において定める事項】

- ・自転車の活用の推進に関する**目標及び基本方針**
- ・自転車の活用の推進に関する**施策の基本**となる事項
- ・自転車の活用を推進するための**体制の整備**に関する事項
- ・その他自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 実施状況の公表

- ・毎年、施策の**実施状況を公表**する。

3 計画の推進と進行管理体制の整備

- ・施策を推進するための**体制を整備**する。

自転車活用推進に関する基本的施策（第10条～第16条）

県自転車活用推進計画において、自転車の活用の推進に関する施策について定め、総合的かつ計画的に推進

【自転車の活用の推進に関する基本的施策】

1 自転車通行空間の整備

- 歩行者並びに自転車及び自動車等を利用する者が互いに**安全で安心して通行**することができる**自転車通行空間**の整備に努める。

2 自転車を活用した健康の増進

- 自転車を活用したスポーツを振興し、**県民の健康の増進**を図るため、県民が安全かつ快適に自転車を利用することができる環境を整備する。

3 自転車を活用した観光地域づくり等

- 県民、観光旅行者等が**自転車を利用しやすい環境**を整備する。

4 自転車交通安全教育

- 県は、**県民**に対する**自転車交通安全教育**を行う。
- 学校の長は、**児童、生徒等**に対する**自転車交通安全教育**を行うよう努める。

5 自転車損害賠償保険等への加入等

- 自転車利用者及び自転車貸付業者は、**自転車損害賠償保険等への加入**に努める。
- 自転車小売業者は、自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等の情報提供に努める。

6 県民等への情報提供等

- 自転車の活用を推進し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するための**情報提供、普及啓発**を行う。

7 県民等への支援

- 県民等が行う自転車の活用の推進に関する取組に対する**必要な支援**に努める。
- 市町村が自転車の活用の推進に関する施策を策定・実施しようとする場合の**情報提供、助言**を行う。

【参考】自転車の活用の推進に関して実施すべき施策（国計画）

【具体的に実施すべき施策】(抜粋)

<目標1>

- 自転車通行空間**の計画的な整備の促進
- 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による**自転車通行空間**の確保
- シェアサイクルの普及促進
- 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
- 自転車のIoT化の促進
- 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた**自転車通行空間**の整備

<目標2>

- 公道や公園等の活用による**安全に自転車に乗れる環境**の創出
- 自転車を利用した**健康づくり**に関する広報啓発の推進

<目標3>

- 国際会議や国際的な**サイクリング大会**等の誘致
- 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇る**サイクリング環境**の創出

<目標4>

- 自転車の点検整備を促進するための**広報啓発**等の促進
- 交通安全意識**の向上に資する**広報啓発**活動や指導・取締りの重点的な実施
- 学校における**交通安全教室**の開催等の推進

その他（第17条・第18条）

- 必要な財政上の措置を講ずるよう努める。
- 条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行する。